

FinTech の発展を促進するエコシステムの構築に関する研究会

～FinTech エコシステム研究会～

KYC の一元化分科会

【第 1 回開催概要報告書】

平成 28 年 12 月 1 日開催

主催 : トムソン・ロイター・マーケッツ株式会社

事務局 : デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

1 第一回研究会の要旨

◆ KYC・AMLの一元化が求められる背景

FATF(金融作業部会)による日本へのAML(マネーロンダリング対策)の早期改善警告を受け、2016年10月に施行された改正犯罪収益移転防止法で法人顧客の確認義務が厳格化された。また、FATF第4次相互審査が2019年に迫っており、日本におけるAMLの実効性が問われる状況である。しかし、KYC(顧客確認)・AMLは各社により独自に行われており、その水準にはばらつきがある。そこで、各社のKYCの一元化によりAMLの水準をそろえ、本邦金融業界の信頼向上を図ることが必要である。

◆ KYC業務の概要

KYCとはAMLの一環として、取引開始時及びその後の継続確認において顧客情報を確認し、提供する金融サービスがマネーロンダリングに用いられるリスクを評価し、リスクに応じた対応を実現するもの。マネーロンダリングリスクの低減のためには、対策の目的や方針を規定する「KYCポリシー」および各業務における実施事項を規定する「KYCプロシージャ」を基礎にKYCプログラムを策定することが重要である。

◆ KYC・AMLに関する法的論点

① オンライン上で取引時確認を即時に完結させることが不可能

金融機関から顧客へ取引関係文書の「転送不要扱いの書留郵便」や「本人限定受取郵便」により送付することが一般的であり、オンライン取引の利便性や利用者数の拡大を阻害しているほか、海外からの利用も困難にしている。本来、非対面取引で有用となる電子署名や公的認証サービスは顧客側で専用端末を準備する必要があり、浸透していない。

② 法律により本人確認義務の要件が異なる

犯罪収益移転防止法、外為法、国外送金等調書法では本人確認義務が生じる要件が異なるため、事業者の業務が煩雑化し、フィンテック企業の負担となっている。

犯罪収益移転防止法 ⇒10万円相当額超の現金の受払が対象

外為法 ⇒10万円相当額超の外国送金等が対象
(現金に限らない)

国外送金等調書法 ⇒国外送金等が対象(金額に依らず、現金に限らない)

③ 資金移動業者にとって、海外送金の際に国外送金等調書法で要求されるマイナンバーの取得が負担

国外送金等調書法では、金融機関のみならず資金移動業者においても、取扱金額にかかわらず一律にマイナンバーの確認が必要とされている。金融機関は、100万円超の海外送金についてのみ、マイナンバーが記載された「国外送金等調書」を、各金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出する義務を負うが、資金移動業者には100万円以下の為替取引のみが認められているため、マイナンバーを確認・保管するメリットがなく、管理の負担だけが残る。

2 主な議論内容 (KYC の各社の課題)

◆ FinTech 企業が抱える課題

- ① 新規顧客の口座開設を受け付ける際、顧客が途中で離脱しない Web サイトに作りこむことが大変である。特に、本人限定受取郵便での本人確認やマイナンバーの登録のステップで大きく離脱率が上昇しており(特にマイナンバー登録時)、顧客が離脱しない仕組みづくりが課題である。また、顧客もマイナンバー登録に抵抗感があり、ストレスを感じていることから、円滑化が強く求められる。
- ② Web を通じてサービスを提供しているため、本人確認に関わる手作業は極力回避したい。しかし、数百万の顧客をシステムティックに本人確認する仕組みはベンチャー企業一社で保有することは現実的でなく、一人当たりの事務コストをいくら下げる企業努力が求められている。
- ③ 解決策としては、公共料金支払書類で本人確認に利用することが有効ではないか。公共料金支払書類を用いれば継続的に居住が確認できるので、本人限定受取郵便より効率的で実効性の高い本人確認が可能である。ただし、転居直後は公共料金の支払が発生しないので、複数の方法を用意することが必要である。
- ④ 本人確認に郵便を用いるのは、世界的には稀有な方法である。米国では SSN(社会保障番号)が随所に使われている。日本では、マイナンバーの利用を徹底することが最終的な解決法だろう。これにより、FinTech 企業、金融機関にもコスト削減のメリットを享受できると考えられる。その一方、マイナンバーのデータを抱えるリスクもあるので、全銀協等業界団体が主導する方法も一案である。
⇒ マイナンバーの活用は国民の理解や政治的な後押しも必要となる等ハードルも多く、意義深いものの実現までには時間がかかるだろう。

◆ 金融機関が抱える課題

- ① 非対面の取引における本人確認において、かつて口座開設に公共料金の領収書を用いていたが、要件を満たす書類が送られないなど、時間や手間がかかった。そのため現在は本人限定受取郵便を用いている。しかし、郵便が受け取られず、強制解約に至るケースもある(その際内容証明を送っているのでコストがかかっている)。
- ② 現在は対面取引が多いため、問題はそれほど大きくない。非対面では紙ベース主体の手続き体系のため、非対面へシフトしようとする場合、阻害要因となる可能性がある。
- ③ オンライン証券は、かつて口座開設に 2 週間要していたが、競争を経て現在は 3 日に短縮された。証券業は相場が動くとき口座開設申込が急増するという特徴がある。その都度作業量が膨大になり、個社での取組には限界も感じつつある。
- ④ 他の特定事業者が実施した本人確認実績を業界で幅広く参照できることができるとよい。その際、フリーライドを防ぐ制度にすることは必要だろう。

◆ 解決に向けた方策

- ① LINE Pay は銀行口座からの入金で本人確認している。本人確認とチャージとい

う実態を伴うサービスがリンクしており、利便性の高い本人確認の依拠の在り方という点で参考になる。

- ② 技術を用いた解決方法ではないが、FinTech 企業が複数協働して、一社に BPO として外注することも考えられる。
- ③ KYC の一元化には 3 つのポイントがあると考えられる。第一、どこまでを共有・委託しどこまでを個社で担当するのか。共有範囲が広く効果があるのであれば法律化ということも考えられる。第二に、業務効率化のみならず、たとえば、AI を用いてセキュリティを高める等 KYC や AML の高度化も実現することが期待される。第三に、システム構築コストとコスト削減効果がうまくバランスすることが大事である。これにより参加する事業者も増え、マイナンバーの活用拡大の機運も高まるのではないかと考えられる。
- ④ 金融教育により KYC の必要性について国民の理解を深めることも重要である。これまで日本の金融サービス事業者は手厚いサービスや堅確な事務を行い顧客に負担をかけないようにしていたため、金融教育の必要性が少なかったが、今後はある程度顧客の協力も必要となるだろう。